

全火災引報

第548号 令和2年12月

郵便番号 104-0032

発行元 公益社団法人

東京都中央区八丁堀4丁目13番5号

全国火薬類保安協会

電話 03(3553)8762

発行責任者 川崎 勝樹

www.zenkakyo-ex.or.jp

● **主要行事予定表** ※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止の可能性が
あります。
ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	会議等名称
令和2. 12. 20	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）
12. 25	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験） 合格発表
令和3. 3. 4	第28回理事会
3. 22	第17回総会（臨時）
6. 1	第29回理事会
6. 22	第18回総会（定時）、第30回理事会
未定	全国会議、試験事務所長会議
未定	手帳制度研修会

令和3年度も新型コロナウイルス感染防止のため自宅学習方式の講習を実施します。

● **令和2年9月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量**

－ 経済産業省生産動態統計月報 －

	生産	出荷（販売）	在庫
火薬及び爆薬(単位:t)	2,372	2,601	1,222
(前年同月比:%)	(94.5)	(94.5)	(98.3)

● **令和2年火薬類関係事故について(11月30日までに報告のあったもの)**

総括表（取扱・種類別一覧表）

取扱	種類別	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製造中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消費中	産業火薬	4	28	0	0	0-2	0-7
	煙火	9		0		0-0	
	がん具煙火	15		0		0-5	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がらう中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
その他事故	産業火薬	0	1	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		0		0-0	
合計	産業火薬	4	29	0	0	0-2	0-7
	煙火	9		0		0-0	
	がん具煙火	16		0		0-5	

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● **第23回（公社）全国火薬類保安協会会長表彰表彰式（会長表彰受賞者については547号に掲載しています）及び令和2年度火薬類保安経済産業省大臣表彰式が、令和2年12月2日にアルカディア市ヶ谷にて執り行われました。受賞された方々は次のとおりです。（敬称略、50音順）**

令和2年度火薬類保安経済産業省大臣表彰受賞者

（保安功労者）

氏名	所属
石崎 俊治	(有)立山商会
伊藤 敏雄	(株)伊藤商店
進藤 博司	オリエンタル火工(株)
関口 岩男	(有)関口煙火工場
高橋 光男	(株)丸高組
長谷川晴彦	(株)長谷清
本田 正憲	(有)片貝煙火工業
宮口 久喜	宮口建設(株)
横山 輝男	(株)横山商店
脇本 保則	東神興産(株)

以上10名

（優良従事者）

氏名	所属
稲波 努	吉村建設工業(株)
川島 康広	佐藤工業(株) 北陸支店
国井 隆徳	日本工機(株) 白河製造所
水嶋九二男	(株)福田組

以上4名

（優良事業所）

事業所名
(株)風組
三信鉦工(株)
青協建設(株)
東京石灰工業(株) 石岡工場
(株)平塚銃砲火薬店
三嶽鉦山(有)
明星セメント(株) 糸魚川工場 田海鉦業所

以上7事業所

● **景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。**

－ 11月の月例経済報告 －

内閣府は25日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「11月の月例経済報告」を提出し、承認された。

（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響より、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、このところ減少している。
- ・輸出は、持ち直している。
- ・生産は、持ち直している。
- ・企業収益は、大企業では一部に減少幅の縮小がみられるものの、全体としては、感染症の影響により、大幅な減少が続いている。企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の動きがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動

◆離れる前に 再チェック 心をこめて 施錠ヨシ！

◆作業手順 守れば安全 火薬類

きが続くことが期待される。ただし、感染症が内外経済を下振れされるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜く。その上で、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現する。そのための主要施策について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、経済財政諮問会議で議論される大きな方向性と重点課題に沿って、新たに設置した成長戦略会議において、改革を具体化する。

令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び第2次補正予算の迅速な実行に加え、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民間投資を呼び込むなど、民需主導の成長軌道に戻していくため、新たな経済対策を速やかに策定する。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

● 旅客自動車運送事業運輸規則の改正について

国土交通省から旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（国土交通省令第93号）が令和2年11月27日付けで公示されました。

● 国土交通省令第九十三号

令和二年十一月二十七日

(略)

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第四条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(物品の持込制限) 第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、 <u>国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</u> 一～十六 (略)	(物品の持込制限) 第五十二条 <u>一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</u> 一～十六 (略)
(削る)	別表 1 火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの 一 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの 二 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火箭 (せん) 三 百グラムを超えない競技用紙雷管 四 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包〔銃器に装填した実包及び空包〕 五 銃器に装填した実包及び空包（警察官、監獄官吏その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。） (以下略)

● 国土交通省告示 第千四百六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の規定に基づき、旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示を次のように定める。

令和二年十一月二十七日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりとする。

- 一 火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの
- イ 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの
- ロ 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火せん
- ハ 百グラムを超えない競技用紙雷管
- ニ 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包
- ホ 銃器に装填した実包及び空包（警察官、刑務官その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）
(以下略)